

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

# 安全スタッフ

## 特集Ⅰ

### 「専念タイム」で弱点発見

安全マン育てる職場へ  
横浜ゴム三重工場

## 特集Ⅱ

バックホウ 危険は死角に潜む  
旋回範囲へ立ち入るな  
東京都水道局

## ニュース

「全く提出せず」が半数も  
電設協 法定福利費の内訳明示見積書

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2242

2015

9/15

■ 災害のあらまし ■

被災者は午前1時頃、会社の業務でトレーラーに荷物を積載して国道を走行していたところ、軽自動車横転している現場に遭遇し、同車から脱出した女性から事故車内に閉じ込められている同乗者の救助を求められた。このため、被災者は事故車の前方にトレーラーを止め、後続車の男性と協力して事故車内に閉じ込められていた2人の女性を救出した（本件救出行為）。しかし、上記男性とともに事故車を起こそうとしていた際に、後方から走行してきた普通乗用車が事故車に衝突し、被災者は前方に押し出された事故車とトレーラーとの間に挟まれて負傷し、死亡した。

■ 判断 ■

事故車の横転は、被災者の運送業務および同人運転車両の運行に由来するものではないが、被災者が会社の業務としてトレーラーを運転していた道中に見かけたものであり、業務の最中に遭遇したものといえる。そのため、本件救助行為は自動車運転の労働者として業務を行う上で当然なすことが予想される行為であるとして、業務上の死亡と判断された。

■ 解説 ■

労災認定を受けるためには、「業務起因性」と「業務遂行性」の二つの要件が成立する必要がある。

「業務起因性」は、業務と傷病などによる損害との間に一定の因果関係があることをいい、「業務遂行性」は、労働契約に基づき事業主の支配下にあることをいう。

事例では、被災者は会社の業務として国道を走行中に遭遇した交通事故の現場であ

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21 北海道会  
 税理士・社会保険労務士・行政書士 蝦名事務所  
 所長 蝦名 和広

第203回

り、事故車の横転は被災者の運送業務に由来するものではない。事故を見過ごして運送業務を続けることもできたと認められ、本件救助行為は被災者の業務から逸脱した行為とみえなくもない。

ここで重要なのは、業務上の傷病としての「業務」とは何かである。「業務」とは、労働者の傷病などに対して原因となり得る業務で、労働者が従事するものをいう。したがって業務の範囲は、労働契約の本旨に従って行う諸行為が含まれる。これは労働契約の予定する職務行為などをいい、それに伴う諸行為も労働契約の本旨に反しない限り、業務に含まれる場合が多い。例としては、作業中における生理的的必要行為や反射的な行為、準備行為や後始末行為、緊急行為ないしは合理的行為などである。

今回の事例でいえば、被災者の本件救助行為は、労働者の業務に伴う諸行為のうちの「緊急行為」だといえる。

緊急行為には、突発事故、天災事変などに臨んで同僚労働者の救護、事業施設の防護など、労働者として行われる諸行為が含まれるが、事業の労働者として行うべき行為であり、その行為に起因して被った災害には業務起因性があるといえる。また一般に、労働者が行う緊急行為として業務遂行性が認められるのは、事業の労働者として行われるべきもので、その労働者に期待し得るべき緊急行為に限られる。事例では、女性から同乗者の救出を求められ、これを放置しては、人の生命に関わる重大な事故である可能性があり、被災者が本件救助行為などに着手しても無理はなかったこと、運送業者の運行管理者の講習用テキストでも、事故があった場合に他の協力者に呼びかけ、交通事故で救助などを求められた場合に可能な限り協力することは奨励さ



れる行為だったことに鑑みて、本件救助行為は自動車運転を行う労働者として期待し得るべき行為だったといえるだろう。これにより業務起因性、業務遂行性が認められて業務上の死亡と判断された。

また、今回の事例に基づき緊急行為についての解釈例規が出ている。次の①～③の要件をすべて満たす場合は、同僚労働者などの救護、事業場施設の防護など当該業務に従事している労働者として行うべきものか否かにかかわらず、私的行為ではなく、業務として取り扱うとなっている。①労働者が緊急行為を行った（行おうとした）際に発生した災害が、労働者が使用されている事業の業務に従事している際に被災する蓋然性が高い災害、例えば運送業の場合の交通事故などに当たること、②それらの緊急行為を行うことが、業界団体の行う講習の内容などから、職務上要請されていることが明らかであること、③緊急行為を行う者が付近に存在していないこと、災害が重篤であり、人の命に関わりかねない一刻を争うものであったこと、被災者から救助を求められたことなど緊急行為が必要とされると認められる状況であったことである（平21・7・23基発0723第14号）。